

国内旅行総合保険について


国内旅行傷害保険				
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いできない主な場合	
傷	死 保 險 亡 金	国内旅行行程中の事故によるケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。	保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意によるケガ 自殺、犯罪または闘争行為によるケガ
	後 遺 障 害 保 險 害 金	国内旅行行程中の事故によるケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。	脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ 無資格運転または酒酔運転中のケガ
	入 保 險 院 金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のため病院または診療所に入院(入院に準ずる場合を含みます。)、また、平常の生活またはお仕事ができない場合 注「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または聴しゃく・言語機能を失っている場合などで、医師の治療を受けた状態をいいます。	事故の日からその日を含めて180日以内の入院で、180日を限度に入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビングなどの危険な運動によるケガ など
	手 保 險 術 金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために、事故の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合	入院保険金日額に手術の種類に応じて定められた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故について1回の手術に限ります。 (例)事故でアキレス腱を切断し、入院して手術(靱帯手術)を受けた場合、入院保険金日額の10倍の額を手術保険金としてお支払いします。	
害	通 保 險 院 金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のため平常の生活またはお仕事に支障が生じ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けること)をいいます。また、往診を含みます。した場合	通院日数1日につき、90日を限度として、通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の生活またはお仕事に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。	
	賠償責任 [特約]	国内旅行行程中に他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。ただし、損害賠償金は1回の事故につき、1,000円(免責金額)を自己負担していただきます。 (注)示談の相手方および賠償金額をお決めになるときは、あらかじめ弊社の承認が必要です。	保険契約者や被保険者の故意による事故 心神喪失による事故 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 職務遂行に直接起因する事故(仕事上の事故) 自動車などの所有・使用・管理に起因する事故 同居する親族や旅行行程を同じくする親族に対する賠償責任 預かっていた他人の財物に対する賠償責任 など
携 行 品 損 害 [特約]	国内旅行行程中の偶然な事故により、被保険者所有の携行品に損害が生じた場合 注1 携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなどの身の回り品一式をいいます。 注2 次のものは含まれませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、積本、設計書、船舶(ヨット、モーターボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物 など	携行品損害保険金額を限度として、修繕費または時価額をお支払いします。 注1 1個または1対のものについて10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては5万円を限度とします。 注2 1回の事故につき、3,000円(免責金額)を自己負担していただきます。	保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意による事故 無資格運転または酒酔運転中の事故 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 自然の消耗、性質による変質・変色・瑕疵(かし)置き忘れ、紛失 など	
				国内旅行行程中に ・搭乗する航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ・事故によって緊急な捜索・救助活動が必要なお客が警察などにより確認された場合 ・事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または病気で14日以上入院した場合
救 援 者 費 用 [特約]	国内旅行行程中の第三者の行為によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	救援者費用等保険金額を限度として次の費用をお支払いします。 ・捜索救助費用(ビッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登山中の遭難を除く) ・現地への交通費(救援者2名分まで) ・現地での宿泊料(救援者2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ・現地からの移送費 ・諸雑費(3万円限度)	保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意による事故 自殺、犯罪または闘争行為による事故 脳疾患、疾病または心神喪失による事故 無資格運転または酒酔運転中の事故 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの など	
臨 時 費 用 [特約]	国内旅行行程中の第三者の行為によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	臨時費用保険金額の全額(60万円)を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。	死亡保険金を支払われない事故 世帯を同じくする親族の行為による事故 など	
留 守 宅 家 財 盗 難 [特約]	国内旅行行程中にご自宅の家財が盗難にあった場合 注 次のものは家財に含まれませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、積本、設計書、貴金属、美術品、船舶(ヨット、モーターボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、自転車、動物、植物 など	留守宅家財盗難保険金額を限度として、修繕費または時価額をお支払いします。 注1 1個または1対のものについて10万円を限度とし、現金については5万円を限度とします。 注2 1回の事故につき、3,000円(免責金額)を自己負担していただきます。	保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失による盗難 親族、使用人、同居人、管理人による盗難 天災、火災の際の盗難 屋外にある物の盗難 旅行終了後60日以内に知ることのできなかった盗難 など	

急激かつ偶然な外来の事故によるケガが保険金お支払いの対象となります。
被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶が第三者による不法な支配を受けた場合、被保険者が解放されるまでに要した時間がかつ妥当と認められる時間を限度として、保険期間を延長します。また、被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶が通常の航路により日本国外を通過する場合、または当該航空機もしくは船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合には被保険者が日本国外で被った傷害または損害に対しては保険金をお支払いします。
死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

国内航空傷害保険				
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いできない主な場合	
傷	死 保 險 亡 金	国内旅行傷害保険に同じ(ただし、航空機での移動中または空港ゲート内における偶然な事故によるケガに限ります。)	国内旅行傷害保険に同じ	保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意によるケガ 自殺、犯罪または闘争行為によるケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの 戦争・暴動 など
	後 遺 障 害 保 險 害 金	国内旅行傷害保険に同じ(ただし、航空機での移動中または空港ゲート内における偶然な事故によるケガに限ります。)	国内旅行傷害保険に同じ	
害	入 保 險 院 金	国内旅行傷害保険に同じ(ただし、航空機での移動中または空港ゲート内における偶然な事故によるケガに限ります。)	国内旅行傷害保険に同じ	
	手 保 險 術 金	国内旅行傷害保険に同じ(ただし、航空機での移動中または空港ゲート内における偶然な事故によるケガに限ります。)	国内旅行傷害保険に同じ	
通 保 險 院 金	国内旅行傷害保険に同じ(ただし、航空機での移動中または空港ゲート内における偶然な事故によるケガに限ります。)	国内旅行傷害保険に同じ		

<ご注意>
上記の「傷害」を基本契約として必ずご加入いただきますが、その他の各担保条項は任意に選択することができます。(国内旅行傷害保険のみ)
旅行先で危険なスポーツ(たとえば、ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・搭乗等)をする場合は、割増保険料をお支払いいただく場合がございます。その旨お申し出ください。(国内旅行傷害保険のみ)
あなたのご契約内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが円く確実に行われるよう、これらの保険金のある契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しています。引受保険会社が破綻した場合、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等が削減されることがあります。なお、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、保険金・返れい金等の90%が補償されます。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代行業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましても、弊社と直接契約されたものとなります。
個人契約の場合、お払い込みいただく保険料は、損害保険料控除の対象となり、所得税については最高3,000円まで、住民税については最高2,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。(平成13年10月現在)
(注)なお、この「税法上の取扱い」は今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。
このパンフレットは、国内旅行傷害保険および国内航空傷害保険のあらましです。詳しくは「約款のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また、ご契約の際には、申込書に添付されております重要な事項に関する説明書類もあわせてご確認ください。

当社について、もっとお知りになりたい時は! [三井住友海上のホームページ](http://www.ms-ins.com) <http://www.ms-ins.com>

 **三井住友海上火災保険株式会社**
〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
商品内容のご照会窓口 平日 9:15~17:00
TEL: 03-3615-3111

ご相談・お申込先



国内旅行傷害保険・国内航空傷害保険
国内旅行総合保険



旅先でのケガやさまざまなトラブルを強力ガード! 充実のオプションで、さらに安心の旅を。



Option 1 Option 2 Option 3



Option 1 Option 2 Option 3

] y » Ó	® b ~ ™ " È • Ö y Ã y Ô y 1	è y Ã y Ô y 1	- y y e y y %
	a		
	a		
	a		